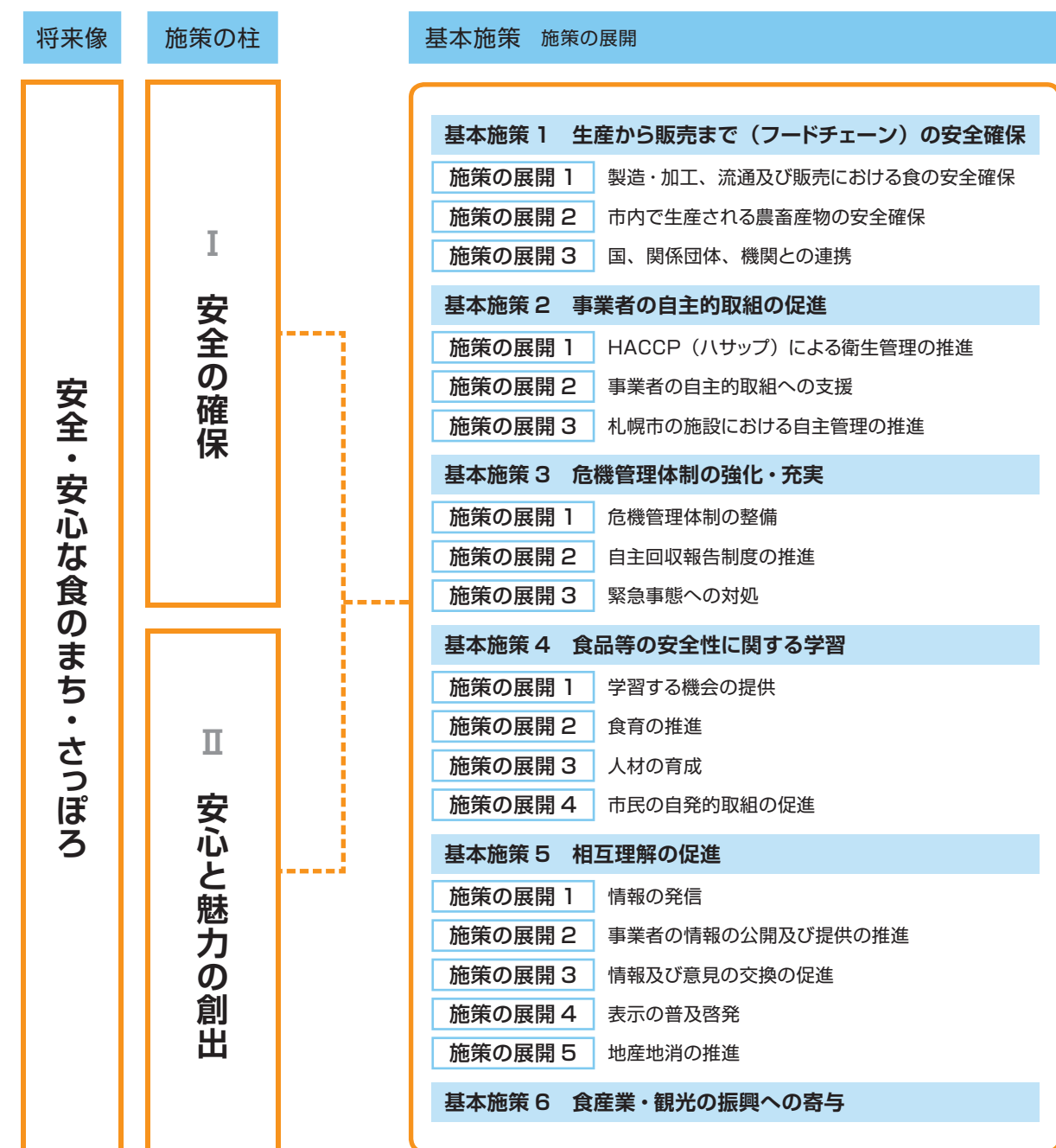


第4章 施策の展開

1 施策の展開

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指すため、「安全の確保」と「安心と魅力の創出」の2つの柱のもと、6つの基本施策を展開していきます。

施策の体系



第1章

第2章

第3章

第4章

1
施策の展開

基本
施策本
1

基本
施策本
2

基本
施策本
3

基本
施策本
4

基本
施策本
5

基本
施策本
6

2
指標の
設定

資料編

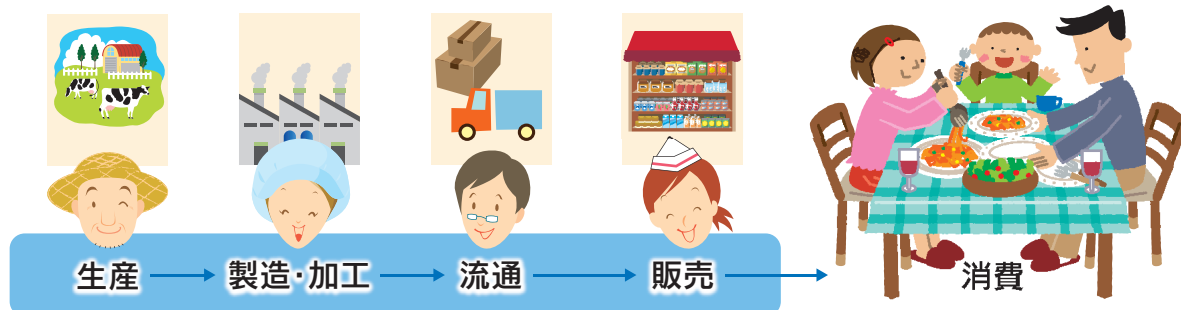
基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保

◎：新規事業 ○：強化事業

施策の展開1 製造・加工、流通及び販売における食の安全確保

監視指導計画を毎年度策定し、重点的に監視指導を行う施設を定め、製造・加工、流通及び販売段階における食品取扱施設への監視指導、市内で製造・販売されている食品の検査等を実施し、違反食品の流通を防止し、施設の衛生管理の向上及び食中毒発生予防に努めます。

なお、食品に係る事件等の発生時には重要度に応じて、速やかに監視体制を強化します。



主たる事業等

(1) 食品取扱施設の監視指導 [保健福祉局]

① 重点監視対象施設に対する監視指導

市内の食品取扱施設のうち、食品衛生法等に基づく許可・登録を有する施設は平成25年度末時点で約38,000件あります。これらの施設のうち、食品の製造量や流通範囲、自主管理状況等を考慮し、重点的に監視する施設を選定し、効果的かつ効率的な監視指導を実施します。



食品売場（スーパー）の監視

② 夏期、年末における集中的な監視指導

夏期は細菌による食中毒、また年末はノロウイルスによる食中毒・感染症が多発する傾向にあるため、これらの時期に、食品取扱施設に対して集中的な監視指導を実施します。

(2) 食品検査の実施 [保健福祉局]

① 市内製造・流通品の安全性の確認

市内で製造又は販売されている食品等を、食品製造施設やスーパーマーケット等から抜き取り、食中毒菌、残留農薬、食品添加物、アレルギー物質、放射性物質等の検査を実施します。

② 輸入食品の安全性の確認検査

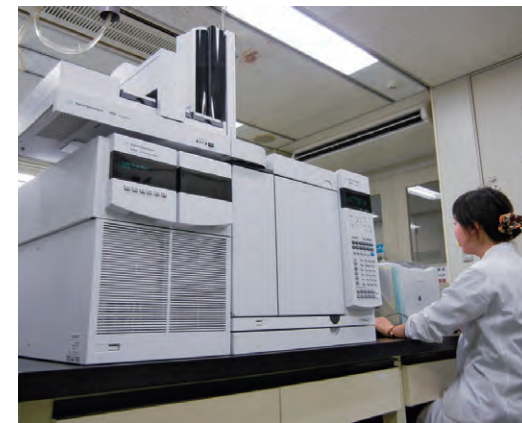
輸入時に厚生労働省（検疫所）が監視指導や検査を実施していますが、札幌市においても、市内に流通する輸入食品等の抜き取り検査を実施します。

③ 食品衛生検査施設の業務管理の充実

保健所及び衛生研究所の検査施設における検査の信頼性を確保するため、試験品の取扱いや各検査の記録等に関する内部点検や精度管理を実施します。

④ 試験検査法の開発と改良

的確かつ効率的な監視指導に役立つため、新たな検査法の開発や改良に取り組みます。また、国等の研究機関との協力・連携を積極的に推進します。



ガスクロマトグラフ-タンデム型質量分析計による残留農薬検査

(3) 食中毒防止対策 [保健福祉局]

① 腸管出血性大腸菌及びカンピロバクター対策

腸管出血性大腸菌やカンピロバクターは、少量の菌の摂取で感染、発症するため、全国的にも肉の生食や加熱不足、原材料の野菜の洗浄不足等が原因で大規模な食中毒が発生しています。食肉の十分な加熱や野菜の洗浄・殺菌等、食品の衛生的な取扱いについて指導します。

② ノロウイルス対策

ノロウイルスに感染した調理従事者の手指を介して食品が汚染され、集団食中毒となる事例が全国的に発生しています。調理従事者の健康管理や食品の衛生的な取扱いについて指導します。

③ 魚介類の寄生虫対策

魚介類の生食が原因と推測されるアニサキス等の寄生虫による食中毒が全国的に増加しています。魚介類の適切な取扱いについて指導します。



ノロウイルス対策懸垂幕

(4) ○**食品表示対策**【保健福祉局、市民まちづくり局】

① **製造施設、大規模販売施設を中心とした表示の監視指導**

食品表示は、消費者が食品を選ぶときや、食品による事故が発生したときに原因を追究し、回収などの適切な措置を講じるための重要な情報源です。大量・広域流通食品の製造施設及び大規模販売施設を中心とした表示に係る監視指導を強化します。

② **アレルギー表示等を中心とした監視指導**

健康被害の防止など公衆衛生の見地から表示が義務付けられているアレルギー物質、期限表示、食品添加物等について、立入及び食品検査による監視指導を強化します。

③ **中小企業向け講習会の実施**

表示作成に係るノウハウを得る機会が少ない中小企業や個人事業者を支援するために、従来の事業者向け講習会のほか、中小企業向けに表示に重点を置いた講習会を実施します。

④ **栄養表示等に関する指導**

生活習慣病予防対策として、食品表示法施行後5年以内に義務化される栄養表示について、相談・指導を強化するとともに、特別用途食品⁴¹の表示、健康保持増進効果の表示について虚偽・誇大にならないよう適切に指導を行います。

⑤ **原材料、原産地等のJAS法に関する指導**

JAS法の品質表示に関する規定が食品表示法に一元化されるとともに、平成28年4月から、関係する事務・権限が北海道より札幌市に移譲されることに伴い、原材料、原産地等の表示についても市内店舗等への調査や立入検査を実施します。

⑥ **関連機関との連携強化**

食品表示法施行に伴い、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の表示に係る法律が一元化されることから、市民等が正確かつ迅速に必要な情報を入手できるように、各食品表示の項目を所管する国、北海道、札幌市関係部局との連携をより一層強化します。

⁴¹ **特別用途食品**

乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示する食品。病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。

(5) **札幌市中央卸売市場における監視指導**【保健福祉局】

① **市場の早朝監視**

市場が開かれる日の早朝に中央卸売市場内を巡回し、セリ売り前の有毒な魚介類・きのこ等の排除、適正表示の確認、食品の衛生的な取扱い等について指導します。



札幌市中央卸売市場の早朝監視

② **市場周辺の監視**

多くの観光客が訪れる市場周辺の食品取扱施設に対して定期的に立入りし、食品の衛生的な取扱い等について監視指導します。

③ **市場流通食品の検査**

計画的に市場流通品の検査等を行い、違反食品等の流通防止に努めます。また、検査の信頼性を確保するため、試験品の取扱いや各検査の記録等に関する内部点検や精度管理を実施します。

(6) ○**大規模イベント対策**【保健福祉局、観光文化局】

オータムフェスト、YOSAKOIソーラン祭り、ミュンヘン・クリスマス市、雪まつり等の大規模なイベントが、大通公園をはじめ、市内各地で年間を通して催されており、多くの市民や観光客が訪れています。これらのイベントで提供される食品は、簡易な施設・設備で大量に調理加工される場合が多く、衛生管理が不十分になりがちです。健康被害発生防止のために、イベントの計画段階から実行委員会等の主催者に対して事前指導を徹底するとともに、期間中には、施設の監視指導を実施し、食品の適正な取扱い等について指導します。

(7) **市民相談対応**【保健福祉局】

市民から寄せられる食品の取扱いや施設の衛生管理等に関する相談は、必要に応じて施設の調査を実施するなど、科学的に原因を究明し、原因施設に対して再発防止策を講じ、衛生管理の徹底等について指導します。

また、特別用途食品の表示、健康保持増進効果の表示の虚偽・誇大広告の疑いが市民から寄せられた場合についても必要に応じて関連部局と連携しながら、適切に調査、指導を行います。

(8) 事業者向け研修・講習会の実施 [保健福祉局]

事業者に対し、最新の知見を取り入れた衛生管理、食中毒防止、法令の改正内容等を周知徹底するための研修・講習会を実施し、食品衛生に関する知識の向上を図ります。

(9) 調査研究の推進 [保健福祉局]

食品衛生監視員⁴²は、関係法令等に基づき食品取扱施設に対して監視指導を実施していますが、施設の状況や事例に応じて、より効果的で科学的な監視指導を行うために、食の安全確保に係る調査や研究を推進します。

施策の展開 2 市内で生産される農畜産物の安全確保

札幌の都市農業は都市化や担い手の減少により、野菜などの供給量が低下していますが、身近な生産現場からの食料の安定供給の重要性が再認識されています。

札幌市では、生産者に対し、肥料や農薬の適正使用、家畜伝染病対策など、生産段階における農畜産物の安全を確保し、食の安全・安心につながる生産方法・対策を支援します。

また、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減など環境に配慮した環境保全型農業を推進します。

■主たる事業等

(1) 農薬の適正使用に関する普及推進 [経済局]

農薬については、法令により使用基準が定められていますが、生産者に対して、農薬の適正使用についての情報を正確に伝えるとともに、農薬など生産履歴の記帳について普及啓発を図ります。

⁴²食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等へ監視指導等を行う職員のことをいい、同法に一定の資格要件や権限等が定められています。

(2) 家畜伝染病対策に対する指導の徹底 [経済局]

国内において、口蹄疫⁴³、BSE、高病原性鳥インフルエンザ⁴⁴等、海外で問題となっている悪性家畜伝染病の発生事例が続発しています。このため、北海道石狩家畜保健衛生所と連携して家畜伝染病予防法に基づく検査のほか、発生予防巡回指導等の立会・連絡調整を行い、各種伝染病の感染状況等を把握するとともに、防疫思想の普及啓発を図ります。



牛の結核検査（法定）

(3) リサイクル特殊肥料等施用に係る影響調査 [経済局]

生産者や学校給食フードリサイクル事業⁴⁵等で使用されているリサイクル堆肥の土壌及び作物への影響調査を行います。

(4) 環境保全型農業の推進 [経済局]

ほ場の土壌分析・診断結果を基本に、作物の品質や収量の向上に加えて、化学肥料を必要最小限にとどめる土づくりの技術的支援を行います。

また、GAP⁴⁶や「さっぽろとれたてっこ」⁴⁷認証制度、エコファーマー⁴⁸制度等に関する取組を支援することで、化学肥料や化学農薬の適正使用や低減を図り、より安全・安心で環境にも優しい農業の実現を目指します。

⁴³口蹄疫

家畜伝染病の一種。牛、豚など蹄（ひづめ）が偶数に割れている動物がかかる病気の種類で、家畜の間では高い感染性を持ち、罹患すると家畜の生産性を著しく低下させることから日本では法定家畜伝染病に指定されています。ただし、罹患した家畜の肉などをヒトが食しても感染することはありません。

⁴⁴高病原性鳥インフルエンザ

鳥類の感染症のひとつ。鳥の間で感染する鳥インフルエンザの中で特に家禽類が感染すると高い病原性をもたらすものをいいます。鳥のインフルエンザであり、一般の人が感染するインフルエンザとは別のものです。

⁴⁵学校給食フードリサイクル事業

学校給食を作る過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に用いる取組で、平成18年度から札幌市で実施しています。単に学校給食の調理くずや残食のリサイクルだけでなく、食や環境を考え、ものを大切に育てる子どもを育てることを目指しています。

⁴⁶GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

⁴⁷「さっぽろとれたてっこ」

札幌市内の生産者が土づくりや化学肥料・化学農薬の低減に努めるなど、環境に配慮しながら生産した農畜産物やそれらを使った加工品を、マークの表示と販売を通じて消費者に知っていただくことで、生産者と消費者との相互理解と信頼関係を作るためのブランドです。

⁴⁸エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（持続農業法）に基づき、都道府県知事が認定した、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減などの環境に優しい農業に取り組む農業者の愛称です。



第1章

第2章

第3章

第4章

1
施策の展開

基本
策1
生産から販売まで
(フードチェーン)の安全確保

基本
策2

基本
策3

基本
策4

基本
策5

基本
策6

2
指標の設定

資料編

施策の展開3 国、関係団体、機関との連携

(1) **国、関係団体等との連携**

食の安全・安心の確保に関する施策の推進にあたっては、国、北海道をはじめ、他の自治体、その他の関係団体等と密接な連携を図るとともに、情報の共有化を行います。

(2) **国への協力要請と意見等の提出**

施策を推進するため、各種会議等を活用し、国等に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べます。また、国等が実施する食の安全・安心に関する施策に協力します。